

第4章 災害情報通信計画

災害に関する情報通信及び気象予報（注意報を含む）、警報、特別警報並びに情報等の伝達に関する事項は、この計画に定めるところによることとし、伝達責任者は本部長とする。

第1節 予報（注意報を含む）、警報、特別警報並びに情報等の伝達計画

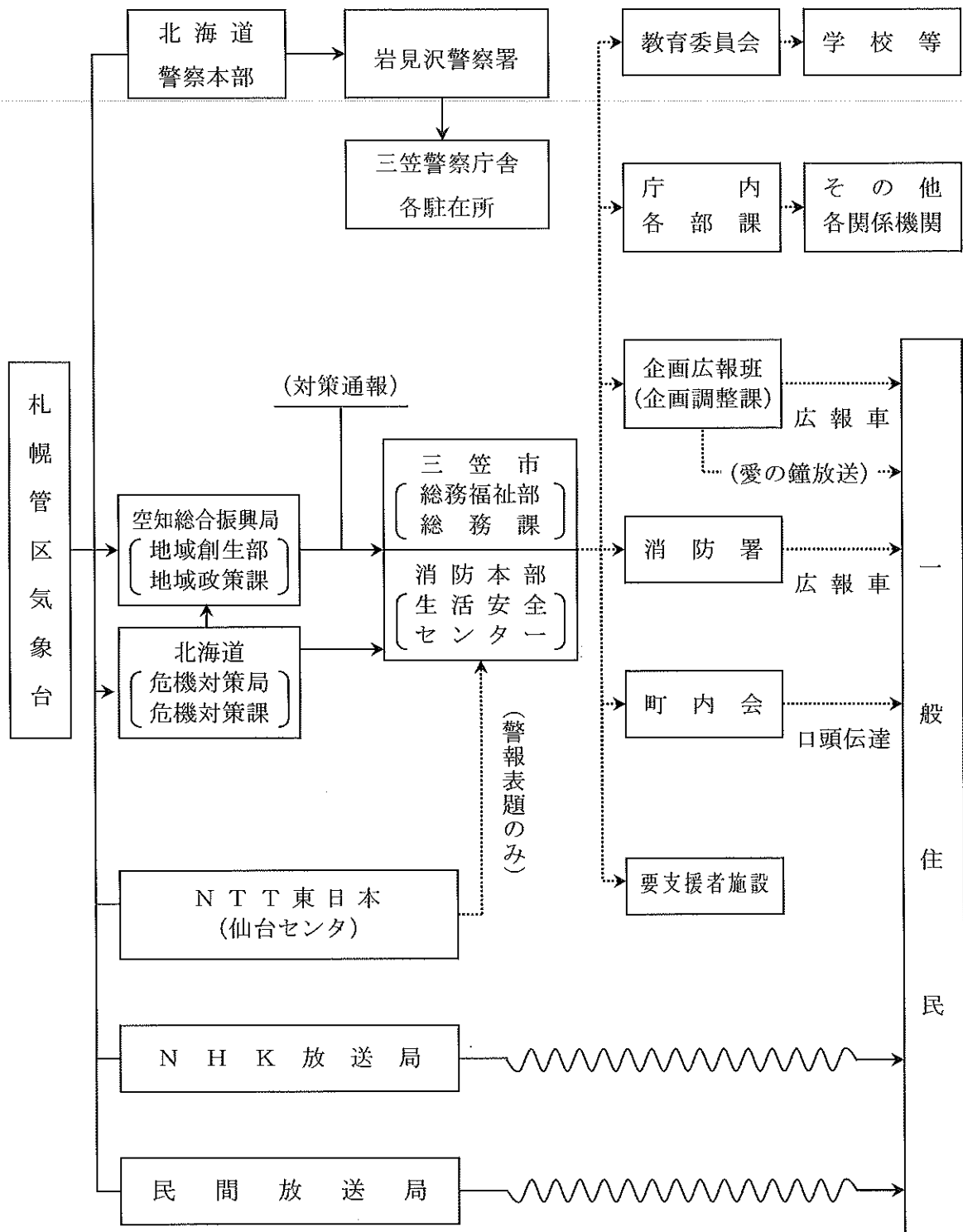
1 気象情報の受理

注意報及び警報、特別警報は、消防本部生活安全センターが「予報（注意報を含む）、警報、特別警報並びに情報等受理表（様式編第2号様式）」により受理する。

2 気象情報の伝達系統

気象情報は、次の「気象情報伝達系統」に基づき、電話、無線その他最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。（林野火災通報、火災警報、水防警報等の気象通報伝達系統はそれぞれ別に定める。）

気象情報伝達系統



市長は、必要に応じ関係機関に周知徹底を図る。
→ 状況により行う通信系統

主な伝達先

伝達先 種 別		総務課	建設課	要支援者 施設	福 祉 事 務 所	学 校 教 育 課	一 般	
					保 育 所	学 校	住 民	
特 別 警 報	大 雨	○	○	○	○	○	○	
	暴 風	○	○	○	○	○	○	
	暴風雪	○	○	○	○	○	○	
	大 雪	○	○	○	○	○	○	
警 報	暴 風	△	△	△				
	暴風雪	△	△		△	△		
	大雨	浸水害	△	△	△	△	△	△
		土砂災害	△	△	△	△	△	△
	大 雪	△	△		△	△		
洪 水	△	△	△			△		

(注) △印は状況により伝達する。

- 3 予報（注意報を含む）、警報、特別警報並びに情報等の種類及び発表基準
気象業務法（昭和27年法律第165号）に定める基準は次のとおりである。

特別警報発表基準

現象の種類	基準
※1大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨に予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪が伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

※1水防活動用大雨特別警報を兼ねる。

警報発表基準

現象の種類	基準		
※1大雨	浸水害	雨量基準	平坦地：3時間雨量80mm 平坦地以外：1時間雨量50mm
	土砂災害	土壌雨量指数基準	130
※2洪水	雨量基準		—
	流域雨量指数基準		—
	複合基準		—
	指定河川洪水予報による基準		幾春川[藤松・西川向]
暴風	平均風速		18m/s
暴風雪	平均風速		16m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ50cm
※3 記録的短時間大雨情報	1時間雨量		100mm

※1水防活動用大雨警報を兼ねる。

※2水防活動用洪水警報を兼ねる。

※3「記録的短時間大雨情報」とは、大雨警報が発表されている時に、数年に1回程度発生する激しい短時間の大雨を観測、または解析したことを発表する情報。現在の降雨がその地域にとって希な激しい状況であることを周知するために発表する。

注意報発表基準

現象の種類	基準		
※1大雨	浸水害	雨量基準	平坦地：3時間雨量50mm
			平坦地以外：1時間雨量30mm
	土砂災害	土壌雨量指数基準	85
※2洪水	雨量基準		—
	流域雨量指数基準		—
	複合基準		—
	指定河川洪水予報による基準		幾春川[藤松・西川向]
強風	平均風速		12m/s
風雪	平均風速		10m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ30cm
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪	70mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		
濃霧	視程	200m	
乾燥	最小湿度30% 実効湿度60%		
なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上		
低温	5月～10月：（平均気温）平年より5℃以上低い日が2日以上継続 11月～4月：（最低気温）平年より8℃以上低い		
霜	最低気温3℃以下		
着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		

※1水防活動用大雨注意報を兼ねる。

※2水防活動用洪水注意報を兼ねる。

4 火災警報発令伝達計画

消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項に基づく火災警報発令伝達計画は、別に定める「三笠市消防計画」によるものとする。

第2節 災害通信計画

災害時における災害情報及び災害報告等の通信連絡の方法は、この計画に定めるところによる。

1 主通信系統及び通信手段の確保

災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話（株）等の公衆通信設備を主通信系統とし災害時優先電話等を使用する。なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。市及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

2 通信系統（専用通信施設の利用）

主通信系統による設備が利用できない状態になった場合の通信連絡は、次の専用通信施設を利用して行うものとする。

警察電話等による通信

岩見沢警察署の警察専用電話又は無線電話をもって、通信相手機関に最も近い警察機関を経て行う。

3 副通信系統（専用無線施設の利用）

(1) 三笠市防災行政無線による通信

三笠市防災行政無線を利用して、現地情報の収集及び応急処置指令の連絡通信を行う。

(2) 消防無線による通信

消防本部・署及び消防車に設備されている無線を利用して、情報の収集及び応急処置指令の連絡通信を行う。

(3) 北海道総合行政情報ネットワークによる通信

北海道総合行政情報ネットワークを利用して情報の収集及び伝達を行う。

(4) 北海道地方非常通信協議会加入無線局による通信

北海道地方非常通信協議会加入無線局を利用して情報の収集及び伝達を行う。

4 その他

市内全域にわたり災害が発生し、上記1、2及び3の方途による通信が不可能となった場合には、アマチュア無線の協力を得るとともに、自動車、オートバイ、徒歩等による連絡員を派遣し、口頭等により連絡するなど臨機の措置を講ずるものとする。

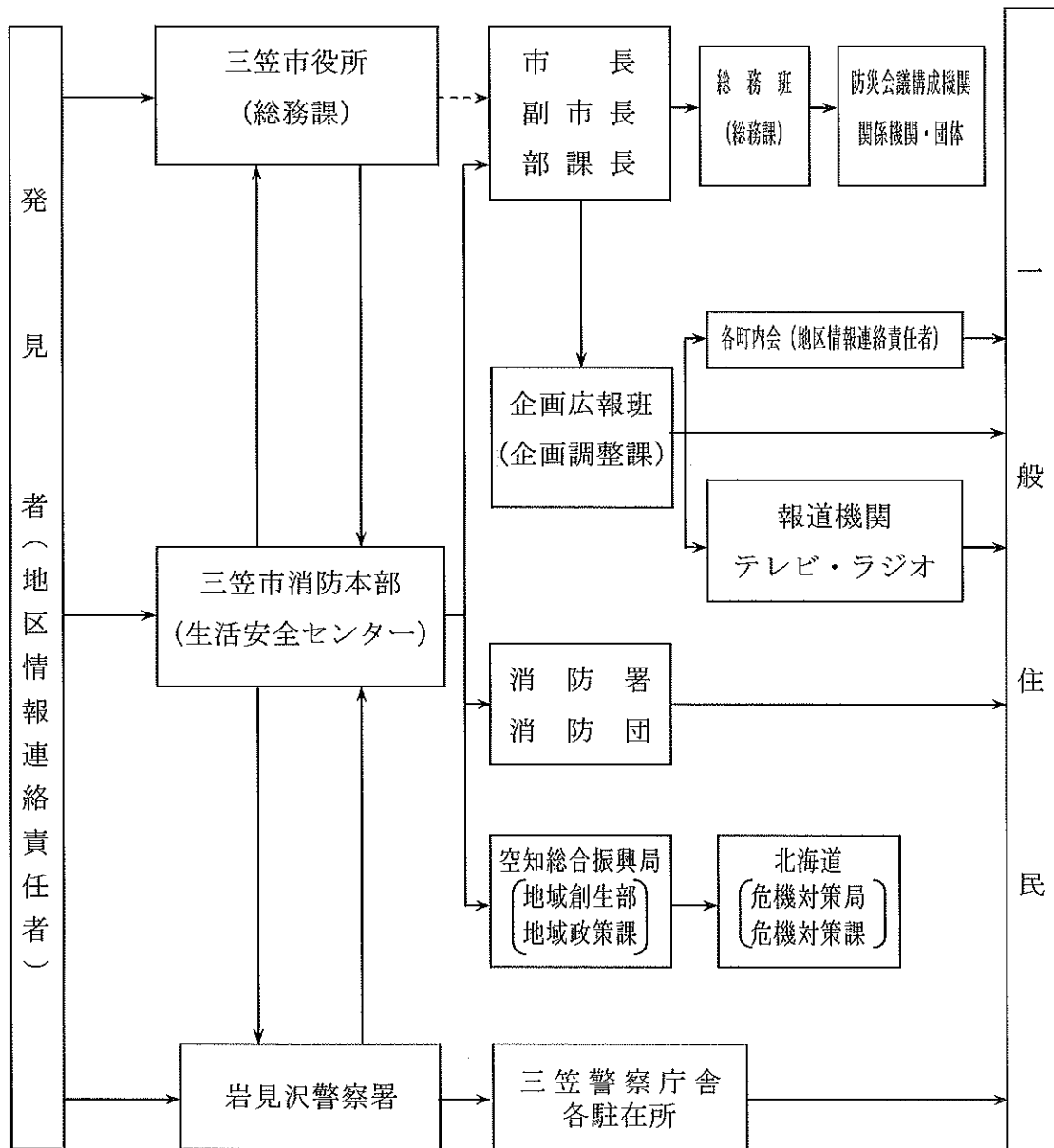
第3節 災害情報等の収集、報告及び伝達計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報の収集、報告及び伝達に関する事項は、この計画に定めるところによる。

1 異常現象発見時における措置

災害の発生、被害の状況等、災害情報の連絡は、次の「災害情報連絡系統図」により行うものとする。

災害情報連絡系統図



(1) 発見者の通報

異常現象（局地的な豪雨、森林火災、異常水位、堤防の溢水又は決壊等）発見者は、電話、無線その他最も有効な方法でその状況を通報するものとする。

なお、第3章第4節に定める「地区情報連絡責任者（各町内会長等）」は、災害発生のおそれがある場合は、地区住民と協力のうえ警戒に当たり、適切な通報に努めるものとする。

(2) 市への通報

異常現象発見時及び災害情報の通報先は、平常時の場合は消防本部（生活安全センター）又は最寄の機関（市役所、警察署等）とし、本部設置後又は本部設置に準じて対策を講じようとする場合は総務対策部に通報するものとする。

なお、情報の受理については「災害情報受理票（様式編第3号様式）」による。

(3) 市から関係機関への通報

異常現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、下記2(2)により空知総合振興局に報告するとともに、災害の状況に応じて防災関係機関及び地域住民に対して連絡、周知を図るものとする。

2 被害状況調査

(1) 調査方法等

ア 所管部長は、災害が発生した場合、本部長（市長）の指示により直ちに班員を現地に派遣するものとする。

イ 派遣職員は現地の実態を的確に把握し、災害情報受理票の内容区分により速報するものとする。この場合、各部の本部連絡員は災害情報受理票により総務対策部に連絡するものとする。

ウ 所管部長は、おおむね災害状況が確定したと認めたときは、「被災世帯調査票（様式編第4号様式）」により調査するものとする。また、災害状況の調査は、「被害状況判定基準（別表編8）」に基づき、「被害状況報告（様式編第6号様式）」により各部が分担し、本部連絡員が取りまとめの上、総務対策部に報告するものとする。

この場合、必要に応じて「地区情報連絡責任者（各町内会長等）」の協力を得て調査するものとする。

- | | |
|-------------------|-------------|
| (ア) 人的被害、社会福祉施設被害 | 総務対策部・市民対策部 |
| (イ) 被災世帯、住宅等被害 | 企画対策部 |
| (ウ) 農業、商業被害 | 経済対策部 |
| (エ) 林業、土木被害 | 経済対策部 |
| (オ) 文教関係被害 | 教育対策部 |

- (カ) 衛生施設被害 …………… 市民対策部・経済対策部
- (キ) その他の公共施設等 …………… 所管の担当部

(2) 報告

総務対策部（本部を設置しない場合は消防本部生活安全センター）は、災害により被害が発生した場合、「災害情報等報告取扱要領（別表編9）」により、「災害情報（様式編第5号様式）」及び「被害状況報告（様式編第6号様式）」を空知総合振興局に報告する。但し、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁に報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先

【空知総合振興局及び北海道総務部危機対策局】

区 分		空知総合振興局	北海道総務部危機対策局
NTT回線	電話	0126-20-0033	011-204-5007
	FAX	0126-25-8144	011-231-4314
地域衛星通信ネットワーク	電話	8-6-450-2191	8-6-210-22-563-565 (夜間) 8-6-210-22-568

【総務省消防庁の通常時の報告先】

時間帯	平日 (9:30~18:15)	平日 (左記時間帯以外)・休日
報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	電話	03-5253-7527
	FAX	03-5253-7537
地域衛星通信ネットワーク	電話	8-048-500-90-49013
	FAX	8-048-500-90-49033

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先	消防庁災害対策本部 情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)	
NTT回線	電話	03-5253-7510
	FAX	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話	8-048-500-90-49175
	FAX	8-048-500-90-49036

